

いざという時のために 日赤救急法基礎講習 水上安全法救助員講習会

救命の連鎖



心臓が止まりかけている人を、救命できる方法としてAED(自動体外式除細動器)を使用した救命手当があり、AEDが設置されている施設も増えています。また水上安全法救助員は、水の事故防止や事故発生時の対応等の講習です。肩の力を抜いて受講できますので、お気軽にどうぞ!!

日 時 (1)10月21日(日) 9:00~15:00 基礎講習終了後続いて15:00から救助員講習
(2)11月10日(土) 11日(日) 9:00~17:00 救助員専門講習

会 場 佐渡スポーツハウス(真野)

指 導 者 新潟県赤十字安全奉仕団佐渡市分団救急法指導員

受 講 資 格 満15歳以上の方で泳力は連続300mほど

参 加 費 2,300円(プール使用料は別途)

基礎講習 教材費等 1,500円(テキスト、呼吸吹き込み用具、訓練用消耗品代、保険料)AEDの取り扱いもあります。
救助員講習 教材費等 800円(テキスト、支給品、保険料)

携 行 品 筆記用具、飲み物、昼食 ※基礎講習は動きやすい服装で、救助員講習は水着・キャップが必要です。

定 員 20人(定員になり次第締め切ります。)

お申し込み・お問い合わせ 詳しい確認はメールでお願いします。

参加希望者は下記までお申し込みください。

・市役所 社会福祉課 ☎63-5113

・日本赤十字社安全奉仕団佐渡市分団 講習受付係 e-mail: tki@leo.plala.or.jp

(1)、(2)の講習会とも、開催日の3日前までに申し込んでください。

そ の 他 ・講習会の最後に簡単な学科・実技の評価を行います。合格すると認定証を交付します。

・今年度より日赤の講習は基礎講習と専門講習に分かれました。3年間有効の基礎講習です。次年度救急の専門講習にも進めます。

自衛隊佐渡駐在員事務所からのお知らせ

■ 防衛省では来春入隊の自衛官を募集しています

募集種目	受験資格	受付期間	試験期日	試験会場
2等陸海空士 (男子)	18歳以上 27歳未満	常時	受付時に お知らせします	陸上自衛隊 新発田駐屯地

待遇など 初任給:157,500円(平成19年4月現在) ※経験等により異なります。

賞 与:年2回(6月、12月)

■ 自衛隊の職域の紹介

陸上自衛隊…普通科・高射特科・機甲科・航空科・武器科・通信・衛生・施設・会計・輸送・音楽など

海上自衛隊…航海・電子整備・潜水・射撃・運用・ボイラー・給養・ガスタービン・経理・救難・音楽など

航空自衛隊…航空機整備・航空管制・レーダー整備・無線有線整備・消防・車両整備・会計・衛生・警備など

※入隊後は各種資格取得にもチャレンジ可能です。

◆お問い合わせ

佐渡市千種丙215-1 自衛隊新潟地方協力本部 佐渡駐在員事務所 ☎63-4512

☆ホームページ 自衛隊新潟地方協力本部 <http://www.mod.go.jp/pco/niigata>

自衛官募集HP <http://www.mod.go.jp/gsd/jieikanbosyu>



国民健康保険加入者が

交通事故にあったら 必ず市役所と 警察に 届け出を



ことがあります。

示談の前に必ず市役所と警察に届けてください。

■届け出の手順について
市役所と警察へ届け出る

保険証・医療受給者証・健康手帳・事故証明書（後日でも可。警察に届け出てもらってからください）・印鑑を持って、国民健康保険・老人保健の担当窓口へ来ていただき、そこで「第三者行為による被害届」の手続きをします。

高齢者の交通事故が増えています

事故にあつたときの三か条

- ①心を落ち着けましょう
事故にあつたときは、まず心を落ち着けてください。
- ②相手を確認しましょう
相手の氏名・連絡先・運転免許証番号等を確認しましょう。
- ③警察へ連絡しましょう
たいした怪我でないと思つていても、あとから思わぬ後遺症が出ることもあります。怪我をしているときは警察に必ず「人身事故」として処理してもらいましょう。

◆申請手続き・お問い合わせ

市役所 市民課（国保年金係）

☎63-51112

市役所と警察に届け出を出す前に、加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませてしまうと、国民健康保険・老人保健が使えなくなる

【年金だより】

国民年金保険料は 社会保険料控除の対象になります

国民年金保険料は、納付した全額が社会保険料控除の対象となり、年末調整や確定申告の際に1年間の納付額を申告することにより税の控除が受けられます。

控除の対象となる国民年金保険料は、平成19年中（平成19年1月から12月まで）に納めた保険料全額で、次のとおりです。

- 毎月納めた保険料
- 前納保険料
- 過去の未納分を納めた保険料
- 免除・猶予承認期間を納めた追納保険料

料

申告はご自身の分だけでなく、家族の国民年金保険料を納付した場合も、納付した方が申告できます。

なお社会保険料控除として申告する際、納付した額を証明する書類として領収書や『社会保険料（国民年金保険料）控除証明書』の添付が必要です。この『控除証明書』は社会保険庁から11月または2月に郵送されますので、申告時までに大切に保管しておいてください。また『控除証明書』に記載されている月分以外の保険料を12月31日までに納付した場合は平成19年分として申告できますので、その「領収証書」もあわせて保管しておいてください。

※控除証明書は国民年金保険料を納付された時期により、送付月が異なります。

国民年金・厚生年金の 加入および納付記録の照会を 市役所でも受付けています

年金記録における問題につきまして、社会保険事務所だけでなく市役所でも記録の照会を受付けていますので、市役所本庁、各支所の市民課国民年金担当窓口までお越しください。

【持参していただくもの】

- ・年金手帳、年金証書等、基礎年金番号がわかるもの
- ・もしくは運転免許証等、本人確認ができるもの

定例社会保険事務相談所

場所	トキのむら元気館 （新穂瓜生屋362番地1）
10月17日(水)	受付 午後1時30分～3時30分
10月18日(木)	受付 午前9時～11時
11月21日(水)	受付 午後1時30分～3時30分
11月22日(木)	受付 午前9時～11時

◆お問い合わせ

新潟社会保険事務所

☎025-225-3001

ねんきんダイヤル

☎0120-657830

☎0570-05-1165

市役所市民課（国保年金係）

☎63-51112

各支所市民課（国民年金担当係）